特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

（　　号該当）

別表十三(五)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.72】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の７第１項各号の要件を満たしていますか。

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.73】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、８欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.74】買換資産が措法第65条の７第１項第４号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。

【No.75】買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち、４欄の５倍（平成29年４月１日前に行った譲渡に係る資産が特定の農地である場合、10倍）を超える部分の面積を記載していますか（その明細を別紙に記載して添付していますか。）。

【No.76】27 欄の金額を算出する際に乗じた割合は、次の割合としていますか。

(1)　地域再生法第５条第４項第５号イに規定する集中地域以外にある所有期間が 10 年を超える土地等、建物及び構築物の集中地域への買換えについて、買換資産が東京 23 区内にある場合は「70/100」、それ以外の集中地域にある場合は「75/100」

(2)　令和２年４月１日以後に行った航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が一定の区域内にある場合は「70/100」

(3)　震災特例法第 19 条から第 21 条までの規定の適用を受ける場合は「100/100」

(4)　(1)から(3)まで以外の場合は「80/100」

【No.77】一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から１年以内）に買換資産を取得しなかった場合、43欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。